

各位

平成27年5月28日

会 社 名 株 式 会 社 コ ー セ ー 代表者名 代表取締役社長 小 林 ー 俊 (コード番号 4922 東証第 1 部) 問合せ先 I R室長 中 田 仁 典 (TEL 03-3273-1511)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第 2 8 条 (取締役の責任免除)及び第 3 6 条 (監査役の責任免除)を変更するものであります。

なお、定款第28条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

	(下級は変更部分を小してわります。)
現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第28条 (条文省略)	第28条 (条文省略)
② 当会社は、会社法第 427 条第1項の規	② 当会社は、会社法第 427 条第1項の規
定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第	定により、取締役(業務執行取締役等で
423 条第1項の損害賠償責任を限定する	<u>あるものを除く。)</u> との間に、同法第 423
契約を締結することができる。ただし、	条第1項の損害賠償責任を限定する契約
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額	を締結することができる。ただし、当該
は、法令が規定する額とする。	契約に基づく損害賠償責任の限度額は、
	法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第36条 (条文省略)	第36条 (条文省略)
② 当会社は、会社法第 427 条第1項の規	② 当会社は、会社法第 427 条第1項の規
定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第	定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第 423
423 条第1項の損害賠償責任を限定する	条第1項の損害賠償責任を限定する契約
契約を締結することができる。ただし、	を締結することができる。ただし、当該
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額	契約に基づく損害賠償責任の限度額は、
は、法令が規定する額とする。	法令が規定する額とする。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)